

アメリカにおける児童虐待に関する研究(1)

——マサチューセッツ州の現況——

児童家庭福祉研究部 須永 進

要 約

今日、アメリカにおける児童虐待の問題は極めて深刻な状況を迎えている。1990年の推計では被虐待児童の数が全国で約250万人に達するという。なかでも、マサチューセッツ州ではその数が年々増加し、通告件数に限ってみると82,831件に達し、前年に比べ17%増となっている。こうした状況のなかで同州では連邦政府の政策理念を踏まえつつ州独自の理念に基づいて対応にあたっている。そのため、比較的早い段階からDSS (the Department of Social Services)が中心になってそのシステム化が行われ現在に至っている。しかしながら、増え続ける児童虐待にたいしなお問題点を抱えていることも事実となっている。被虐待児童の家庭や家族にたいする支援のための財政的基盤の問題をはじめ、貧困や失業問題さらには Drug などによって引き起こされる崩壊家庭の増加、ソーシャル・ワーカーの過重労働と高い離職率による支援体制の不備など、困難な状況に直面している。

他方、我が国においても近年児童虐待の発生件数が増える傾向にあることから、早急に総合的な対応システムの構築が急がれるべき時機にきている。

見出し語： 児童虐待、 DSS、 被虐待児童、 ソーシャル・ワーカー

A Study on Child Abuse in America (I) The Present Situation in the State of Massachusetts

The problem of child abuse in America has a severe aspect today. According to estimation's value in 1990, the abused child reached to about 2.5 million. The reported numbers, especially, have increased annually in the state of Massachusetts and 17% as against the fiscal year. In this state, they have buckled down to coping with the situation based on state's doctrine, taking into account the Federal's. Department of Social Services (DSS) has mainly systematized to deal with child abuse from early step. Though, they have the problem of the increasing child abuse. DSS, for example, has faced with the problem of financial foundation for the support to the abused child's family, poverty and unemployment, the increasing disrupted family by drug and that the imperfect situation of the social worker who has overwork and the rate of high unemployment.

On the other hand, it has a tendency of the increasing child abuse recent years in Japan, it is the time we had to construct the total system to prevent and cope with child abuse.

key words : child abuse , DSS , the abused child , social worker

1. はじめに

我が国に比べ、アメリカの家庭やそれを構成する家族の形態は、多様性と特殊性に富んでいる。と同時に、抱える問題も複雑で困難を伴う場合が少なくない。中でも近年急増の一途を続ける児童虐待 (Child Abuse) の問題は極めて深刻な状況になっている。アメリカの場合、さまざまな理由によって全体の児童虐待の発生件数を正しく把握するのは困難であるが、推計で見ると1年間に約200万人以上⁽¹⁾の児童がその犠牲になっており、潜在的な数を含めると、予想をはるかに越えるものと思われる。しかし、アメリカでこの児童虐待が一般に意識されながらも具体的な対応が図られるようになるのは、最近のことであり、その根拠となる法的整備は1974年の児童虐待防止法 (CAPTA: Child Abuse Prevention and Treatment Act) にはじまる。

連邦政府ではこれを受けて、児童虐待を次のように定義している。

18歳未満あるいは州の児童保護法で規定する年齢以下の児童に対し、養育責任者が当該児童の健康または福祉が損なわれる、あるいは脅かされるような深刻な状況の下で、身体的、精神的傷害、性的虐待・権取、放任・無視などの行為をいう。また、乳幼児の生存そのものを脅かす状況に置くことをいう。

現在、一部の州 (ミシシッピー、ノースカロライナ、テキサス、ウエスト・ヴァージニアの4州) 以外ではこの定義をもとに、州独自の対応規定を定め、さらにきめの細かい政策を実施している。

2. マサチューセッツ州の現況

アメリカ東部に位置するマサチューセッツ州では、連邦政府のCAPTAを受けて、1983年に通告義務法が制定され、実質的な対応を行っている。同州の基本理念を要約すると次の通りである。⁽²⁾

州と社会福祉局 (DSS: Department of Social Services) は、すべての家庭が児童を養育し、保護することができるように支援し援助する。そのため、DSSは家族をひとつの単位として維持できるように、あらゆる手段を用いて家庭を援助するための努力を行う。しかし、家庭が児童に対して十分な養育と保護を与えることができない、あるいは与えない場合、DSSは児童の権利、すなわち児童の健康と正常な身体的、情緒的発達を権利を守るために、(家庭や家族) 介入 (援助活動) を行う。

また、被虐待児童の家庭や家族に対する援助及びサービスの提供にあたっては次のような基本的原則⁽³⁾に基づいて行われる。

- ① 児童の安全の確認
- ② 家庭は児童にとって最も望ましい場であり、州当局の介入は児童を保護する必要性が明白な場合に限定される。
- ③ 家族に代わる養育は一時的な解決であって、最終的には親と子の結びつきを図ることが基本となる。

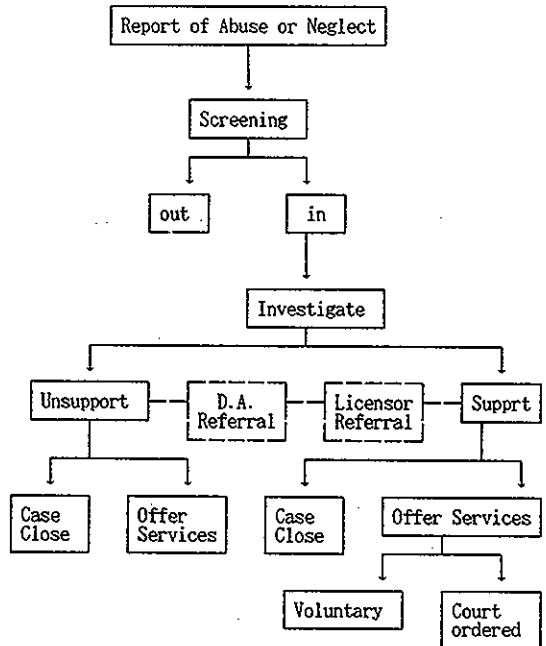
(1) 児童虐待にたいする対応システム

州政府の基本理念と原則を受けて、児童虐待を担当する機関として1980年にDSSが設立されるとともに、州内26地域に計40か所のArea Officesが設けられ、対応にあたっている。

児童虐待にたいしては通常次のような基本的プロセスがとられる。(図1)

まず、一般人及び通告義務者 (Mandated)⁽⁴⁾からの通告 (Report of Abuse or Neglect) がDSSあるいはArea Officesに入ると、それが事実か否かの確認 (Screening) が行われる。また同時に、そのケースが緊急を要するかどうか併せて検討される。

(図1)



須永：アメリカにおける児童虐待に関する研究(1)

検討の結果、虐待の疑いが認められるとさらに詳しい調査 (Investigate) が行われ、介入すべきかどうか (Support or Unsupport) が決定される。その際、児童の置かれている状況を可能な限り正しく把握するため、情報収集がさまざまな方法によって行われ、そのケースに適したサービスが被虐待児童と家庭・家族に提供される。またサービスの提供にあたっては必要に応じて家庭裁判所をはじめ、警察、学校、病院、民間のボランティアなどによる協力を得て行われることが多い。

(2) 児童虐待の現況

1990年度のマサチューセッツ州における状況をDSSの年次報告書 (Child Maltreatment Statistics, 1990)⁽¹⁵⁾ に基づいてまとめると次のようになる。

a. 児童虐待の発生件数と年次推移

(表1)は、1983年以降の通告件数(延べ数)と調査件数及び援助件数の推移を表している。

(表1)

① 通告件数 (Reported No.)
年度 件数 年次推移 (%)

1983	36,259	---
1984	46,393	28
1985	49,320	6
1986	51,759	5
1987	52,391	1
1988	61,506	17
1989	70,713	15
1990	82,831	17

② 調査件数 (Investigated No.)

1983	26,204	---
1984	34,326	31
1985	35,971	5
1986	35,085	-2
1987	33,832	-4
1988	37,229	10
1989	42,590	14
1990	52,492	23

③ 援助件数 (Supported No.)

1983	12,518	---
1984	16,515	32
1985	18,203	10
1986	18,291	*
1987	17,356	-5
1988	18,957	9
1989	22,532	19
1990	28,621	27

* Less than 1% after rounding - off.

Research, Evaluation, & Planning Unit
Office for Professional Services
SOURCE: Monthly Report and Investigation Activity.

まず、通告件数では年々その数が増加しているが、特に88年以降はその傾向が著しい。また、児童虐待の疑いが認められ実際の調査が行われた件数は、一時期(86、87年)減少したが以後再び増えている。それに伴って、援助を受けた件数も87年を除いて一貫して増加の傾向が見られる。

全体的にはここ数年、マサチューセッツ州における児童虐待はアメリカ全体の動向と同様に増加を続けていると見ることができよう。

b. 地域性との関連

次に地域別に児童虐待の発生率を見ると、重複をさけた10,000人あたりの割合では、7つの地域 (Suffolk, Franklin, Berkshire, Hampden, Barnstable, Bristol, Essex) が高く、州全体の平均を上回っている。⁽¹⁾ なかでも、Suffolk 地区のボストンとブロックトンは極めて高い件数となっている。それについて、DSS ではこの地域の特長性について次のように分析している。⁽⁶⁾

この地域は、

1. AFDC (Aid to Families with Dependent Children ; 要養護児童のいる家庭への援助) の家庭が多い。
2. 親の多くが低年齢で出産している。
3. Single mother が多い。
4. 虐待への通告率が他の地域に比べ高い。

などである。

c. 親の生活や経済状況

先の地域性に加えて、Neglectによる虐待の発生には親の失業率や個人所得と深い関連が見られる。特に州平均より発生率の高い地域には、そうした傾向が表れているという。(表2)

(表2)

	Neglect Reporting Rate	Unemploy. Rate	Per Capita Income
Chelsea	598	8.8	\$9728
Lynn	574	7.2	\$11578
New Bedford	508	11.1	\$9325
Boston	507	5.5	\$12984
Brockton	506	8.5	\$11314
Lawrence	499	11.5	\$9451
Lowell	491	8.1	\$11330
Holyoke	490	7.8	\$10870
North Adams	458	9.0	\$9662
STATEWIDE	262	6.0	\$14369

d. Drug・アルコールの常用と児童虐待

この他、DSS ではマサチューセッツ州における児童虐待の背景として親のコカイン、クラックといった Drug 常用やアルコールをあげている。なかでも、コカインと Neglect、アルコールと Physical abuse に強い相関関係が見られると分析している。⁽⁷⁾

e. 年齢別にみる児童虐待の特徴

児童虐待のうち発生件数のもっとも多い Neglect (無視・放任) については (図2) に示されている。それによると、男児・女児ともに1歳前後の時期にもっとも多く、年齢が上がるにつれてその数は減少している。また12歳から16歳にかけての一時期女児に Neglect がみられるが、以後男児と同様減少する。

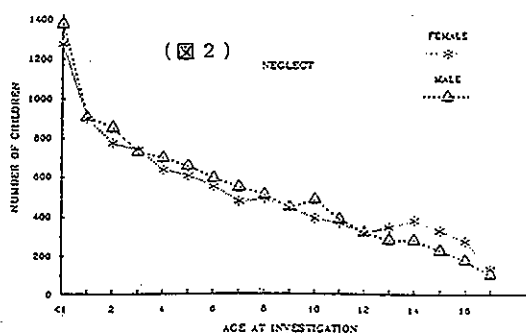
Neglect による虐待は親の養育力の不足をはじめ、無関心や養育にかかわれない何らかの理由 (貧困、病気など) に起因するケースが少なくないが、児童の成長・発達の見点で見ると望ましいとは言いがたく、特に発生率の高い乳幼時期の児童にたいする影響は無視できない。

また、近年深刻な問題となっている Sexual Abuse (性的虐待) の状況を (図3) で見ると、いくつか特徴が表れている。

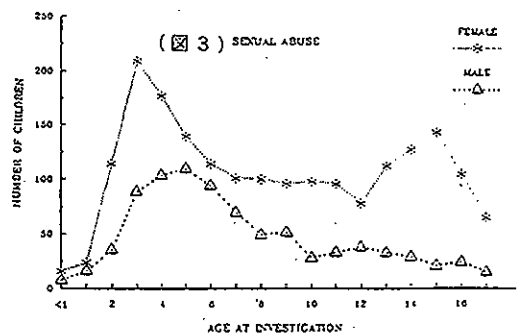
まず、男児より女児に被虐待児が多く、それはすべての年齢に共通している。

次に発生時の年齢では男児の場合、5歳をピークに以後減少しているが、女児は3歳と15歳の2つの時期に発生率が高くなっていることがわかる。

この Sexual Abuse に関しては、児童のその後の精神的・情緒的発達に加え、異性観や人間観の形成に多大な影響を及ぼしかねないことから適切な対応が強く求められる。



Research, Evaluation, & Planning Unit
Office for Professional Services
Massachusetts Department of Social Services
Source: ASSIST Extract Tapes (Run-Date 1/23/91)



3. まとめ

以上のようにマサチューセッツ州における児童虐待の現況と対応について微視したが、全体にマニュアル化の進んでいる同州においてなお、いくつか課題を抱えている。たとえば、被虐待児の親権や家庭にたいする公権介入の是非をはじめ、急増するケースを抱え過剰労働を強いられ、近年高い離職率を示している Social Worker (Case Worker) の問題、さらに被虐待児の家庭や家族にたいする支援のための財政の確保などがそれである。

一方現在の我が国の状況を見ると、児童虐待の発生件数⁽¹⁾ や被害程度においてアメリカのそれを大きく下回っているといわれているが今後の動向によっては急速に増加し、深刻化することも十分考えられる。そうしたことから児童の生命と生存を守り育てていくためにも児童虐待にたいしより具体的な対応システムの構築が急務となっている。

(注)

1. AHA (the American Humane Association ; 米国愛護協会) 報告による
2. CMR (Commonwealth of Massachusetts's Regulations), Statement of Philosophy. p11, 1986
3. ibid, p11
4. マサチューセッツ州では、被虐待児童の発見にあたって通告義務制 (Mandated) を採用している。その義務を負うものとして、福祉をはじめ、法律、教育、医療関係者などとなっている。その他、一般の人による通告 (電話もしくは文書) も常時受けている。
5. Commonwealth of Massachusetts, Department of Social Services (DSS) : CHILD MALTREATMENT STATISTICS, 1990
6. マサチューセッツ州の DSSで児童虐待を担当している Julia Herskowitz (Director)の分析による。ibid, p4
7. ibid, p29
8. 我が国における児童虐待の年間発生件数 (推計値) は「社会福祉行政業務報告」によると、1990年に1,101件となっている。これを児童1,000人あたりで見ると、0.049になる。

本研究は、「平成3年度 家庭・出生問題総合調査研究推進事業」のうち「外国への日本人研究者派遣事業による調査研究報告」に基づき、その一部をまとめたものである。